

店舗営業をはじめの皆さまへ

# ～お店からの音や臭いは大丈夫ですか～

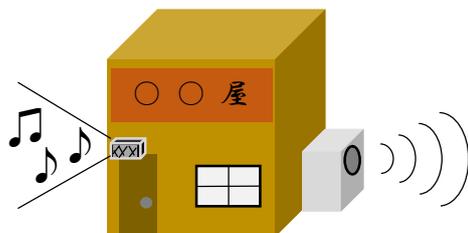
飲食店などの店舗からの音や臭いが原因となり、近隣住民とのトラブルになることが少なくありません。近隣住民とのトラブルを避けるために、事業開始前に設備の配置等を確認し、必要な対策を講じるようにしてください。

## 1 騒音問題について

高槻市では、市条例により、店舗から発生する全ての騒音について規制しています。店舗から発生する音が近隣の迷惑とならないように、配慮をお願いします。

### よくある騒音トラブル原因

- ・換気扇などの排気口からの排気音や運転音
- ・空調の室外機の運転音
- ・屋外席や店舗入口からの客の声
- ・店外や入口付近のスピーカーからの音楽



### ケース① 室外機・排気口

- ◆ 室外機や排気口をどこに設置していますか？
- ◆ 近接住宅側に設置していませんか？

#### 対策

近接住宅への影響が予想される場合

- 設置場所・排気場所の変更
- 遮音壁やサイレンサー（消音器）の設置

### ケース② スピーカー・人の声

- ◆ お店の扉や窓は住宅側へ向いていませんか？
- ◆ スピーカーはどちらを向いていますか？

#### 対策

近接住宅への影響が予想される場合

- 防音性のある扉や窓への変更
- 扉や窓を閉めての営業
- スピーカーの向き・音量の調節

### 音の大きさの規制基準

敷地境界線での音の大きさで、発生する全ての音に対して適用されます。

時間の区分	基準値※
朝（6時～8時）	45 dB～
夕（18時～21時）	
昼間（8時～18時）	50 dB～
夜間（21時～翌朝6時）	40 dB～

※用途地域等によって基準値は異なります。



### 拡声機の使用についての規制

- 使用禁止時間：午後8時から午前9時（日祝等は午前10時）
- 連続放送禁止：1回の放送は10分以内、かつ、10分以上休止
- 音の大きさについては、上記の基準が適用されます。

💡 防音対策の技術的な内容については、メーカー、販売店、工事店等にお問合せ下さい。

## 2 臭気問題について

高槻市では、悪臭防止法により、店舗から発生する全ての臭気について規制しています。店舗から発生する臭気が近隣の迷惑とならないように、配慮をお願いします。

### よくある臭気トラブル原因

- ・飲食店・パン屋等の臭気が近接住宅に拡散
- ・換気扇などの排気口が近接住宅を向いている

- ◆ 換気扇や排気口をどこに設置していますか？
- ◆ 近接住宅の方向をむいていませんか？

#### 対策①

近接住宅への影響が予想される場合

- 換気扇の設置場所・排気方向の変更
- 排気口の向きの変更
- 排気ダクトの延長（高さや排出場所の変更）

#### 対策②

ダクト対策等では解決できない場合

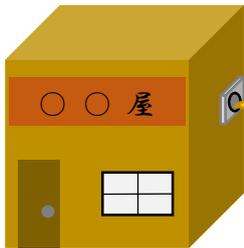
- 脱臭装置及び消臭装置の設置
- 油分が多い場合は、油煙除去装置の設置

💡脱臭装置及び油煙除去装置については、専門業者と十分相談してください。

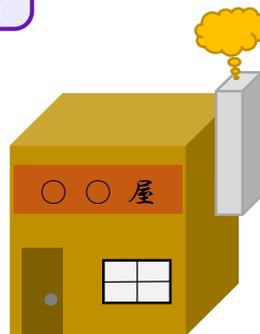
### 臭気指数による規制基準

悪臭防止法に基づき、全ての店舗において『敷地境界線上で臭気指数 10』と定めています。（おおむね、ウメの花の臭いの強さ）

臭気指数の目安	におい・かおりの種類	
45	ニンニクを炒める時のにおい	
35	コーヒー	
30	たばこ・ガソリンを給油するとき	
25	線香・しょうゆ	
20	ジンチョウゲ・トイレの芳香剤・花火をしているとき	
15	道路沿道の空気・デパートの化粧品売場	
10	ウメの花	
5	工業地域の空気	
0	郊外のきれいな空気	

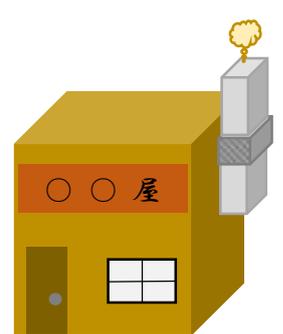


#### 対策①



影響の少ない高さへ

#### 対策②



脱臭装置の追加



店舗から発生する騒音（店内のカラオケ含む）や悪臭に対する苦情は、近年のライフスタイルの変化に伴い大幅に増加しており、近隣トラブルの原因となっています。

苦情が起きてからでは、経済的にも労力的にも負担が大きだけでなく、店舗イメージを損ないかねません。事業開始前に騒音・悪臭を防止する対策を講じましょう。